入居者生活保証制度加入申請用

公益社団法人全国有料老人ホーム協会　殿

入会等申込書 兼 誓約書

入居者生活保証制度 加入申請書

本法人は、協会会員規程第５条に該当しておらず、入会後は貴協会の定款、倫理綱領、会員規程、会費等規則及び入居者生活保証制度加入審査等規程等を遵守することを誓約し、以下のとおり入会、入居者生活保証制度への加入・ホーム登録を申し込みます。

　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

（法人名）

（代表者名）

※協同設置の場合はすべての法人のご記名･ご捺印が必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 今回申し込む会員資格※サービス付き高齢者向け住宅の場合は、開設前も「正会員」となります。 |  （該当するものに☑） |
| 今回登録するホーム(住宅)の正式名称※行政手続き上の正式名称をご記入ください。　 |  |
| 添付書類　※②の加入申請概要書は電子メールでもご送信いただきます。　　アドレスは加入審査担当までお問い合わせください。 | ①申請書添付書類②入居者生活保証制度加入申請概要書③長期事業計画書（資金収支計画書、損益計画書）④法人概要書（会社案内等）及び登録するホームのパンフレット等 |

|  |
| --- |
| ※会員規程（会員の不適格事項）第５条　会員又はその役員が次の各号のいずれかに該当する場合を会員の不適格事項とする。（１）　会員の役員又は個人としての会員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき（２）　会員又はその役員が、老人福祉法令、介護保険法令、高齢者住まい法令、その他保健・衛生・医療並びに福祉に関する法令等で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき（３）　会員が、介護保険制度の指定事業を行おうとする者である場合、事業の指定の取消し処分により事業廃止の届出を行い、その届出の日から５年を経過しない者であるとき（４）　会員が、介護保険法の居宅サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為をしたことが判明したとき（５）　会員又はその役員に反社会勢力との関連があるとき（６）　前各号によるほか、会員又はその役員に諸法令に違反する事実が存在、又は諸法令違反に基づく行政処分を受けており、そのことが本協会の社会的信用、運営、存続に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき |